

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

下の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間は、登校しないでしっかり治してください。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、学校感染症報告書に記入し担任に提出してください。

[問合せ先 保健室 042-784-1139]

学校感染症と出席停止期間の目安 (期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第1種	発生は稀だが重大な感染症 (*)	治癒するまで
第2種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ●その他の感染症 流行性嘔吐下痢症(ノロ、ロタウイルス) マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症 伝染性紅斑 など	医師の許可があるまで

(*) 第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS) 急性灰白髄炎 (ポリオ)、鳥インフルエンザ

* 新型コロナウイルス感染症は、出席停止扱い

年 月 日

学校感染症報告書

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

欠席の理由 (診断名)	(受診した日 月 日)
欠席の期間	年 月 日 ~ 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた 医療機関名	